



三宮 十五郎 議員

## 後期高齢者医療制度導入による 国民健康保険への影響は

**問**

後期高齢者医療制度導入による国民健康保険への影響について尋ねる。

(1) 国保税の値上げに至った経緯は。

(2) 新たに低所得者の負担軽減措置がとられた。その対象を少し超え、実際に生活保護基準と変わらない収入の人は、海部地区で一番高い形になる。特別な手だてが必要ではないか。

(3) 市国保税は、生活保護基準を下回った人に2分の1、申請により減免するという規定である。

地方税法等も、税負担で生活を窮迫させてはならないと定められている。

ところが、市の場合は半分減額し半分は取るが、法令違反ではないか。

(4) 一宮市が昔、制度を大

幅に変えた時に激変緩和で、申請ではなく市の裁量により減額した経緯もある。この手だてをとることを検討してほしい。

### 国保税の改正を行い 財政の安定を図る

**答** 保険年金課長

(1) 国保特別会計の19年度時の前年度繰越金は約1億2、400万円だったが、20年度は1、000万円になろうとしている。

原因は、歳出では療養給付費約5、400万円、高額療養費が約1、000万円（の出力、歳入では国財政調整交付金が約4、100万円減額となる等である。従来の税率では、必要額に対し多額の税収不足が予

想される。税率改正を行い、財政の安定を図ろうとするものである。

(2) 所得階層ごとに、1世帯当たりの負担バランスを考えた方法を研究すべきと考えている。

(3) 国保は互いが医療にかかるという応益割部分もらう制度になっている。負担と医療を受ける役務を考えた税として、2分の1の軽減をしている。

**答** 市長

(4) 治療費が少子・高齢化で増え、税の収納率が落ちて歳入欠陥の要因があり、給付と負担のバランスが崩れてきている。

減免に対して慎重に計算していかざるを得ないということも理解してほしい。

### 市長が認める場合の 減免規定の執行を

**問**

(1) 市税条例は前年所得が180万円以下の人で、所

得が半分以下になった場合に減免になる。

これは4人世帯なら生活保護基準の中に入る。減額や免除条例を時代に即応するものに、一日も早く改めてほしい。

(2) 市介護保険料条例は、市長が必要と認めたものは減免できる。ぜひこの減免の執行)を検討してほしい。

### 国保税減免と整合性を 図るよう見直しを

**答** 税務課長

(1) 180万円（の基準）は（現在の減免規定等）調整しながら、その範囲で議員が指摘した趣旨は理解したつもりである。

**答** 介護高齢課長

(2) 内規により生活保護基準以下の世帯に実施している。

さらなる減免は、国保税との格差はあるかもしれないが、整合性が図れるよう見直しを進めていきたい。